

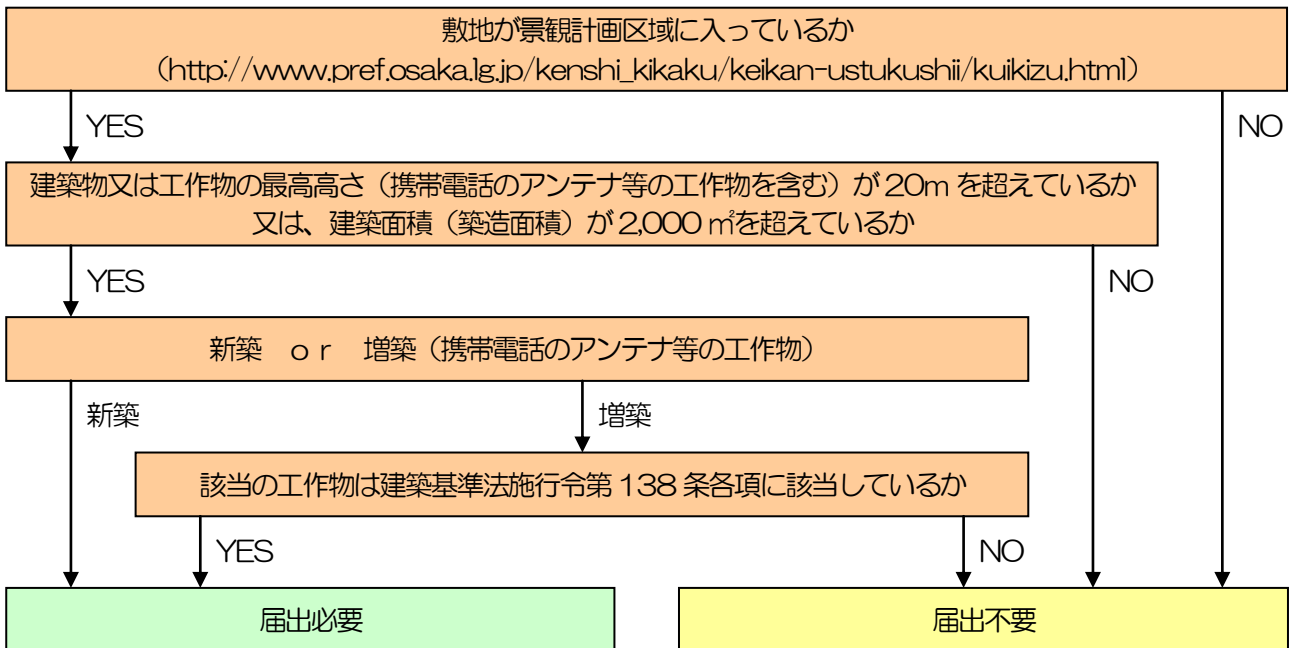
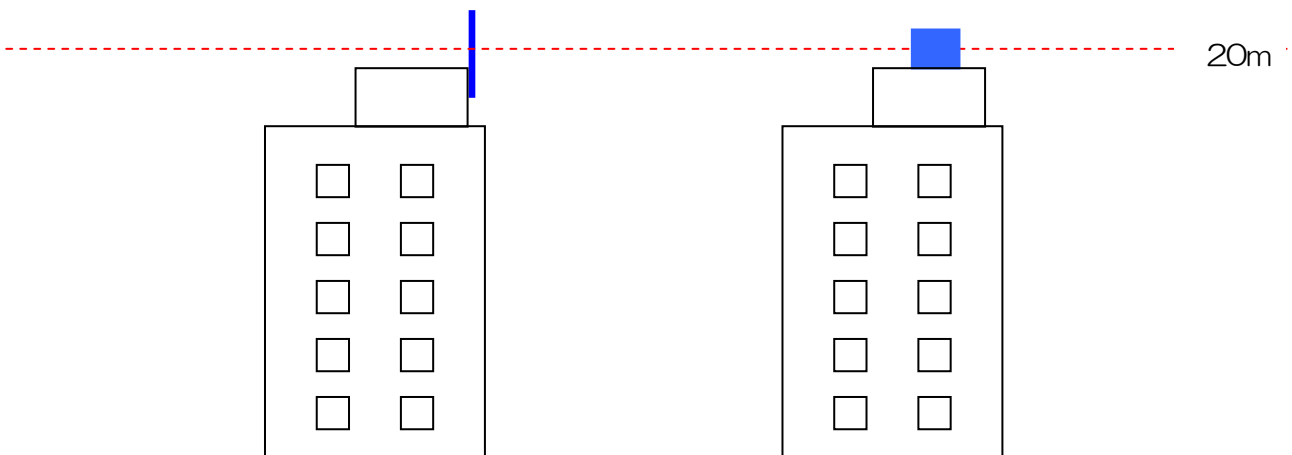
マンション等の屋上に新たに設置する 携帯電話のアンテナ等の工作物の取扱いについて

大阪府住宅まちづくり部
建築指導室建築企画課

マンション等の屋上に新たに設置する携帯電話のアンテナ等の工作物について、大阪府景観条例施行規則では、工作物の規模に対する定義は示されていませんが、アンテナなどの小規模な工作物の増築については、景観上の影響は少ないと考え、原則届出対象外としています。(下記参照)

屋上へ工作物を増築する場合の届出対象の規模は、建築基準法施行令第138条各項に示されたもの以上と考えてください。なお、建築物等の新築時に、屋上に設置した工作物(携帯電話のアンテナを含む)を含む最高高さが20mを超える場合は、届出対象になります。

参考(工作物の取扱いについて)



問合せ窓口 大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 景観推進グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27階
Tel 06-6210-9718、Fax 06-6210-9714
E-mail : kenchikushido-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
URL http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/keikanjourei.html